

失業認定日を変更か

就業
手当

臨時の仕事で繁忙期

問

週1～3日の契約でアルバイトを雇いましたが、当人は前の会社が倒産したので離職し、基本手当を受給しているようです（当社勤務分は就業手当を申請）。どうしても入ってもらいたい日と失業の認定日が重なりましたが、後者をずらせないでしょうか。

就職と扱って対象事由該当

答

基本手当を受給するには失業の認定を受ける必要があります、原則、離職後最初に出頭した日から起算して4週間に1回ずつ行うとしています（雇保法15条3項）。職業に就くためその他やむを得ない理由のため失業の認定日に出頭することができない場合、管轄公共職業安定所の長に申し出ることによって、認定日を変更できるとされています（雇保則23条1項）。具体的には、就職、求人者への面会、国家資格等の資格試験の受験などです。就業手当は、臨時的なアルバイトなど、再就職手当の支給対象となる安定した職業以外の職業に就いた際に支給されます。この「職業に就いた」は就職に該当しますので（雇用保険業務取扱要領）、認定日の変更の対象となります。なお、就業手当は、基本手当の申請と同時に行います。